

県庁に手話で電話ができるサービス 「手話リンク」を導入します！

群馬県では、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」を県の代表電話(027-223-1111)に導入します。

聴覚や発話に困難のある人(きこえない人)が、パソコンやスマホを使い、手話通訳オペレーターを介して手話で電話ができます。

都道府県での「手話リンク」導入は、鳥取県、神奈川県、大阪府に続き4番目です。

1 手話リンクとは

手話通訳オペレーターを介して電話を掛けられる「電話リレーサービス」を使ったサービスです。令和7年4月より、法人向けのサービスとして提供が開始されました。

利用に際しては、問合せをする側の電話リレーサービス登録手続きは不要、また利用料は無料です。
(利用に係る通信費は利用者負担となります。)

<電話リレーサービスについて>

きこえない人と、きこえる人(聴覚障害者等以外の人)との会話を通訳オペレーターが「手話」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービス。

参考：一般財団法人日本財団電話リレーサービス HP(<https://www.nftrs.or.jp/about>)

2 利用方法

- (1) 県ホームページにある「電話リレーサービス」のバナーをクリックまたはタップする

※こちらの QR コードからでもアクセスできます →



- (2) 利用方法と重要事項説明を確認し、同意したら 2 か所にチェックを入れ、「次に進む」をクリックまたはタップする
- (3) オペレーターにつながったら、オペレーターが県庁の代表電話番号に電話をつなぎ、手話での通話を開始する

3 注意事項

- (1) 通訳オペレーターは、通話内容をそのまま通訳して相手に伝えます。通訳オペレーターが代わりに質問したり、交渉したり、調整したりすることはできません。
- (2) 「手話リンク」は発信専用です。相談窓口から手話で折り返すことはできません。手話での折り返しを希望される場合は、ご自身で電話リレーサービスに登録いただく必要があります。